

三田市告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

三田市長 田村克也

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
名称：株式会社寺岡精工 関西第一支店 神戸営業所
所在地：兵庫県神戸市長田区神楽町1-2-3
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
各種証明書等発行手数料
貸館使用料
ゴミ袋等の販売代金
高齢者運賃助成(バス・乗車券)の販売代金 等
- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで